

アメリカ合衆国最高裁判所における「宗教の自由な活動条項」審査基準の緩和化について

藤田尚則
(創価大学)

はじめに

ご紹介いただきました創価大学の藤田でございます。

合衆国憲法修正第一条は、「宗教の自由な活動」を禁止する法律はこれを制定してはならないと規定しています。が、合衆国最高裁判所は、この「宗教の自由な活動条項 (the Free Exercise Clause)」の解釈をめぐって「衡量テスト (Balancing test)」、所謂「厳格審査基準」を一九六〇年代以降一貫して採用してきました。しかし一九八〇年代、特にレインクイスト・コートになりましてから、この解釈基準を徐々に緩和化しまして、ついには一九九〇年のスミス事件判決⁽¹⁾でこの衡量テストを放棄するに至るわけです。本日の発表は、合衆国最高裁判所の判例展開から導き出される宗教の自由な活動をめぐる司法審査基準を四期に分けて述べ、審査基準の問題点について論及してみたいと思う次第です。

先生方の御指導、御批判を給って、今後の研究の糧としていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

一八七八年、最高裁判所は、レイノルズ事件⁽²⁾におきまして初めて「宗教の自由な活動条項」に関する判決を下しますが、この事件は、モルモン教会の信者である男性が、一夫多妻を認める教会の教義に従い婚姻関係を解消せず、二度目の結婚式を挙げたため、重婚を禁止する連邦刑事法違反で有罪とされた事件です。

最高裁判所は、法律は行為を行なう政府の為に制定される。そして、法律は、単なる宗教的信念及び宗教上の意見には介入し得ないが、他方、行動には介入し得る場合が存在する。右法律は、重婚は許されないと規定している。かかる行為を許すことは、宗教的信念の教義を国法より上に置くことになり、結果的には各人をして自分自身法にしてしまうことを許すことになる。本件における唯一の抗弁は、かかる法律は制定されるべきものではないという宗教的信念であるが、かかる理由に基づいて犯罪人を刑罰から免がしめることは危険である、という判決を下しました。

その後、最高裁は、八十年に亘って一連の有名な事件でレイノルズ事件で展開された「行動——信念の二分法基準」を支持し、政府規制への服従は個人の宗教活動に負担を課すものであるという主張を拒否してきました。

しかし、かかる「信念——行動の二分法基準」は、宗教的信念と行動の間の不鮮明な境界線に焦点を合わせるものです。更には、かかる「二分法」は、多数派の宗教の自由を保障することに役立つのみで、非伝統的宗教や軽視されがちな宗教は、顧みられない恐れが出てくるわけです。レイノルズ判決は、政府が制限された社会的、経済的機能を履行していた時代には適切であったと考えられるのですが、州及び連邦政府の果たす社会的及び経済的重要

性の拡大に伴い、最高裁判所をして「信念—行動の二分法基準」を拒否する方向へと導いていきます。

不況期に続く時代の広範囲に及ぶ社会福祉計画の出現は、アメリカの自由放任主義経済を高度に管理化されたそれへと移行せしめました。その結果、個人は、著しくその生計手段を政府計画に依存するようになります。かかる状況の中で、宗教的信念に基づいて活動する個人に政府給付を拒否する表面上中立的な規制は、信仰に対する直接的制約として信教の自由に著しい脅威をもたらすに至るわけです。

二

最高裁判所は、一九六一年のブラウンフェルド事件⁽³⁾、一九六三年のシャーパート事件⁽⁴⁾、更には一九七二年のヨグダ事件⁽⁵⁾で、「宗教の自由な活動条項」をめぐって「厳格審査基準」を展開していきます。

これら諸判決は、宗教上の諸権利を侵害するとされる政府行為を審査する場合に、以下のような審査を命じています。まず裁判所は、政府行為により負担を課されると主張された活動が実際に宗教的であるか否かを決定しなければなりません。その活動が宗教的であると認定された場合、次に裁判所は、どのように著しく政府行為が当該宗教活動に負担を課しているかを認定しなければなりません。その場合、負担が単に付随的に生ずるものである時は、政府行為は宗教への負担を主張する個人に有効に適用されるわけです。他方、負担が著しいものと認定された場合、裁判所は、政府行為によって助長される公益を審理しなければならず、かかる公益が決して「やむにやまぬもの」ではなく、或いは「より制約的でない方法」によって達成できるものと認定された場合、当該政府行為は適用されません。しかし、公益が「やむにやまぬもの」であり、「より制約的でない方法」が有効でない場合、

宗教への負担と州の利益との比較衡量が行なわれなければならない。「最も高度の秩序」といった利益のみが宗教の自由な活動の権利主張に凌駕するとしています。

かかる基準に基づいて判決が出された最初の例が、ウォーレン・コートにおける一九六一年のブラウンフェルド事件ですが、この事件は自らの宗教的信念が土曜日に就業することを禁止する正統派ユダヤ教徒の商人に、一九五九年制定の「ペンシルヴェニア州日曜休業法」を適用することが、宗教の自由な活動の権利を侵害するものではないとされた事件です。

ウォーレン長官が、法廷意見を述べています。すなわち、本件法律は、いかなる宗教的信念又は意見を抱くことをも犯罪とするものではなく、また唯人に対してもいずれの宗教的信念を受け入れること或いは彼の信奉する宗教教義と衝突する何かを言うことや信ずることを強制するものではない。しかし、行動の自由は、その行動がたとえ宗教的確信に従うものであったとしても完全に立法規制から自由になるのではない。「日曜休業法」は、ただ単に宗教の自由な活動に間接的な負担を課すのみである。無論、宗教活動に単なる間接的負担を課すに過ぎないあらゆる規制立法を支持することは、著しい単純化につながる。もし法律の目的又は効果が、一つの又は全ての宗教の活動を妨げ、或いは不公平に各宗教間を差別するならば、右法律はたとえ負担がただ単に間接的であるとされたとしても無効である。しかし、もし州がその権限の範囲内で一般法を制定することによって活動を規制し、その目的及び効果が州の世俗的目的を促進するにあるならば、当該法律の宗教活動への間接的負担にもかかわらず、州がかかると負担を課さない手段でもってその目的を達成できない限り有効となる。規制は、州がその選択した方法が一日の休息、休養、気晴らし及び平安といった目的達成のために必要であると合理的に信じている限り、許し得るのである、と。こういう判決を下したのです。

この事件は、州はその政策が世俗的目的を助長する限り、宗教の自由に対する障壁を設けることができるとし、自由な活動に対してあまりにも不愛想な立場をとっているとも考えられますが、宗教活動を妨げる間接的負担であっても、場合によれば宗教の自由な活動の免除を要求し得るとした点、及び審査基準を満たす州の困難性を判示した点において、「自由な活動条項」の保障領域を拡大したものだと考えられるのです。

二年後のシャーバート事件は、最初に紹介しましたレイノルズ事件における審査基準を完全に葬り去ってしまいました。本件において、セプンスデアードペンティスト派の教徒である上告人は、土曜日に就労しないことを理由にサウスカロライナ州によって解雇されました。他の就職口を探しましたが、土曜日に働かなくてもよい職が得られなかったため、同州失業補償法に基づいて州雇用保険委員会に失業手当給付を申請しましたが拒否されたのです。

州最高裁判所では、この主張は認められませんでしたけれども、合衆国最高裁に上告されまして、最高裁は、上告人に課せられた財政難の点で宗教の自由な活動に対する負担が認定されるということで、破棄差戻しの判決を下しております。ブレナン判事が法廷意見を述べています。

すなわち、右委員会の拒否決定は、一方において上告人に宗教上の戒律に従い受給資格を喪失するか、他方において仕事を引き受けるためにその宗教の戒律の一つを放棄するかを選択させるよう強制するものである。政府がかかる選択を権力をもって課すことは、上告人の土曜礼拝に対して課される罰金と同じ種類の負担を宗教の自由な活動に課すものである。

一定の形式の言論にたずさわっている権利主張者に免除を否定することは、結果においてかかる言論の故に権利主張者を罰することになる。同様に、給付金入手の可能性を条件として宗教的信念の極めて重要な信条を侵害せしめることは、憲法上の自由権の一つである自由な活動を罰することになる。

宗教の自由な活動の侵害は、「やむにやまれぬ州の利益」によって正当化され得る場合にのみ許し得る。従って、何等かの見かけだけの州の利益への合理的関係の立証をもってしては充分ではないということが審理の基礎とされなければならず、宗教の自由な活動という高度に微妙な問題を有する憲法の領域にあっては、至上の利益 (paramount interest) を危険に陥れる重大な濫用のみが、許され得る規制の根拠を与えるのである。更には、規制する側に、他の選び得る形式の規制をもってしても修正第一条の権利を侵害することなくかかる濫用に対抗できないことを立証することが義務として課される。

このように本件法廷意見を述べたブレナン判事は、宗教上の権利侵害を主張する者が宗教的利益が害されたことを立証した後、州が当該規制に「やむにやまれぬ利益」を有していること、及びこの利益を促進するための「より制約的でない手段」がないことを立証しなければならないとしたわけです。そして、自由な活動に対する間接的負担は、免除が、「全体の制定法上の計画を実行不可能」としない限り支持され得ないと判示しています。

次に一九七二年のヨード事件ですが、これは時間の関係で端折りますが、アンマン派の会員が自分達の子供を第八学年を卒業した後公立学校又は私立の学校へ通学させなかつたがために、「ウイスコンシン州義務学校出席法」——一六歳まで学校に出席しなければならないと規定しています——違反で有罪判決を受けた事件です。ここにおいて先程述べました「厳格審査基準」を展開しまして、パーガー長官は、このアンマン派の主張を認め、「義務学校出席法」は憲法違反だという判決を下しています。また一九八一年のトーマス事件⁽⁶⁾ですが、本件は、戦車の旋回砲塔製作部への職場がえを宗教的理由に基づいて拒否したのですが容れられず辞職したエホバの証人の信者が、インディアナ州に対して失業手当給付の申請を行いましたところ拒否された事件です。本件も同様に、「厳格審査基準」少しゆるやかな感じになってきますけれども、やはり「厳格審査基準」で判決を下していると思つてよいと思いま

す。

三

さて、シャーパート事件では、政府利益は「やむにやまれぬもの」でなければならないという基準を示しまして、間接的負担は、免除が全体の制定法上の計画を実行不可能としない限り、支持され得ないとしました。またヨータ事件では、自由な活動条項に基づく保障を要請する利益に優越するのに充分な重要性をもつ州の利益があればよく、「最も高度の秩序」及び「他の方法では果たされない利益」のみが宗教の自由な活動に基づく正当な主張より重要性があるとしております。

ところが、一九八二年のリー事件⁽⁷⁾から審査基準が、流動化していきます。本件は、アンマン派の会員である雇用者が社会保障税の課税は、自らの自由な活動の権利及び彼が雇用しているアンマン派会員のそれを侵害するとして税の払い戻しを求めた事件ですが、バーガー長官が法廷意見を述べ、本件課税を次のように判示して合憲としております。

宗教に対するあらゆる負担が違憲というわけではなく、州は優越的な政府利益(an overriding governmental interest)を達成するために制約が必要欠くべからざるものであることを立証することによって、宗教の自由へのそれを正当化し得る。合衆国における社会保障制度は、公益を促進するものであるが、社会保障の下での広範囲にわたる個人の任意の醸出を取り入れると社会保障計画の財政上の堅実性を損ない、更にはその運営も困難にする。従って、社会保障制度への強制的且つ継続的な加入と醸出を確保することの政府利益は、非常に高度である。

多様な信条に対して信教の自由を保障する有機的社會を維持するためには、ある種の宗教上の慣行は、公益にその地位を譲らなければならない。宗教的信念には当然便宜を与え得るが、その便宜が立法府の自由な機能を根本的に制約する時点があることもまた確かである。堅実な税制を維持するという広範な公益は、納税と矛盾する宗教的信念に税金に抵抗する根拠を与えないほどに高度の秩序である、と。

ヨーダ事件、或はトーマス事件における「やむにやまれぬ」という用語がここでは「優越的」という用語に変化しておりますし、また「高度の秩序」だということをおっしゃるわけですが、これに関して何等の説明も最高裁は加えておりません。もし、これが政府に対する立証責任を軽減することを示しているならば、大きな意味をもつわけですが、果たして最高裁は次に述べます一九八六年のポーウエン事件⁽⁸⁾と一九八八年のリング事件⁽⁹⁾で、「厳格審査基準」を大きく緩和していきます。

まずポーウエン事件ですが、本件被告人は、扶養家族援助(AFDIC)計画及び食料キップ(FS)計画の下で給付を受けていましたが、連邦法はかかる計画への参与者に、受給条件として社会保障番号(Social Security Number)を州福祉事務所に提出することを義務づけ、そして当該事務所が計画を執行する際にこの番号を使用する旨規定していました。被告人は、二歳の娘に社会保障番号を取得することは、アメリカインディアン―被告人はアメリカインディアンですが―の宗教的信念を侵害すると主張し、これに従わなかったわけです。その後、ペンシルヴェニア州公共福祉局は、子供のために被告人に支払うべきAFDICの給付をストップし、家族が受け取っていたFSの基準を引き下げる手続をとりました。そこで被告人は訴訟を提起し、生活のコントロールは宗教的清浄にとって本質的であり、高德の人になるために不可欠である。科学技術は、人間の霊を奪い去るものであり、社会保障番号の使用は被告人の娘からその魂を奪い、彼女が大いなる魂の力・霊力を獲得する妨げとなると

主張しました。

本件でもバーガー長官が、法廷意見を述べています。まず第一に、修正第一条は、政府それ自体に個人の信仰が個人及びその家族の精神的発展を促す方法で行動するよう要請しているとは解釈され得ないとします。自由な活動条項は、政府に特定の市民の宗教的信念に調和する方法でその内部的職務を運営するよう要請しているとは理解され得ない。政府は、被上告人がいかなる形式の宗教儀式にも関与することを主張し得ないように、被上告人も政府が彼を娘を確認するために番号を使用することを控えることによつて彼の宗教上の慣行に参加するよう要請することはできない。自由な活動条項は、政府が個人に関して行い得ないものに関して規定されたのであつて、個人が政府から引き出し得るものに関して規定されていいるのではない。同条項は、一定の形式の政府の強制から個人を保護しているのであつて、政府の内部的手続の行為を指図する権利までも付与するものではないのである、と述べています。

第二に、宗教に対するあらゆる負担が違憲となるわけではないと判示しています。社会保障番号を提出せよとの連邦法の要請は、完全に宗教に対して中立であり、統一的に適用される。議会による不公平に差別しようとの試み或いは特定の宗教的信念に対する隠された抑圧が存在するとの主張は為されてはならず、行政上の要請は、宗教上の見解の宣伝に対して検閲の危険を作り出し、或いは直接的条件又は負担を課すものではない。それは、いかなる意味においても被上告人に対して制裁の脅威をもつて宗教に根ざした行為を差し控えさせ、或いは宗教的理由から反対すべき行為を行うことを強制するものではなく、むしろ政府からの給付を求め、宗教的信念を理由に同様の給付を政府に求める他の全ての人を拘束する条件に従おうとしないのは被上告人なのである。我々は、いかなる政府の強制も存在しないと信じないが、表面上中立である一様に適用される法律に基づいてかかる給付を拒否することは、宗教的意味をもつ行為を刑罰の脅威をもつて積極的に強制又は禁止することは全く異つた侵害性のない性

質のものであるという事実を無視できないのである。

また、第三に、今日、政府は広範囲に亘る給付を認めているが、同時に不可避免的に複雑な計画の行政執行は、一定の条件と制約を要求するのであるとしています。政府が全関与者を同一に処理し、かかる条件又は制約に対する個々の宗教上の反対の真性をケース・バイ・ケースで調査することを望まない政府の政策決定は、実質的な敬讓が払われてしかるべき資格が与えられる。更に、正当な利益は、非宗教的関与者よりも宗教的関与者を優遇する外観を払拭する必要性に含まれるのである。ヨード事件で適用されたテスト―「厳格審査基準」―は、本件においては適当とは言い得ない。福祉計画執行のため表面上中立であり一様に適用する要求を強制することに政府は、広範な自由の権限を付与とされるのであって、社会保障番号の使用の強制が、「やむにやまれぬ政府利益」を達成するための「より制約的でない手段」であるとの厳格審査に政府は置かれぬ。特定の宗教的信念を差別しようとの意図の証拠が存在しない場合、政府はその適用において中立であり一様である政府給付の資格要件が正当な公益を促進するための合理的手段であることを立証すれば足るのである。

このように、法廷意見は、政府がその規制は正当な公益を促進するために合理的な手段であることを立証すれば表面上中立で且つ一様に適用される政府の要求を支持し得るとしております。しかし、かかるテストはこれまでの判例にその基礎を置くものではなく、修正第一条が保障する重大な権利を最小限の審査のレベルに追いやったものと言わざるを得ません。

次に、一九八八年のリング事件ですが、これもまたアメリカンディーンの信仰をめぐる事件です。一九八二年、合衆国森林局は、古くからユロク、カロク及びトロワ族によって宗教的儀式目的に使用されてきたカリフォルニア州のシックス・リバーズ国有林のチムニ・ロック地区を含む連邦の土地に舗装道路を建設しようとする計画をたてま

した。考古学上の遺跡を避け且つインディアンによって宗教活動目的に使用されている場所から可能な限り移行されたガスケットという所からオルレアンに至る六〇二マイルのG-I〇道路ルートを選択したわけです。同時に同局は、今後八十年間に七千三百三十万ボードフィートの木材の伐採を行うこともできる、ということを決定しています。

インディアン協会が提訴しまして、一審、二審はインディアン協会が勝訴したんですが、最高裁判所は、破棄差し戻しの判決を下してしまいます。

本件において法廷意見を述べたのは、オコナ判事ですが、次のように判示しています。

まず第一に、公有地での道路建設及び木材の伐採は、ポーウエン事件における社会保障番号と区別されない。両事件において異議を申し立てられた政府行為は、自らの宗教的信念に従って精神的充足を追求しようとする私人の能力に著しく介入するであろうが、いずれの事件でも政府行為は、影響を受ける個人を強制してその宗教的信念を犯させてはいないし、また他の国民が享有する権利、利益及び特権の平等の分配を否定することによって宗教活動を罰しているのでもない。

第二に、宗教の自由な活動への正に明白な禁止ではなくて間接的な強制又は罰則も修正第一条の下で精査―厳格審査―に服すと当法廷が再三再四判決を下してきたことは確かである。従って、例えばシャーバート事件で安息日たる土曜日の就労を拒否したことに基ついて失業補償給付を不適格とすることは、安息日の礼拝に課される罰金に類似するものであるとされたのである。しかしこのことは、一定の宗教実践をより困難にはするが、個人をしてその宗教的信念に反して行動するよう強制する傾向性を持たない政府計画の付随的效果が、政府に対してその他の点では合法的な行為について「やむにやまれぬ正当化事由 (a compelling justification)」を提示するよう要請することを意味するものではないし、また意味し得ないと言わざるを得ない。憲法典に規定されている決定的用語は

「禁止する (prohibit)」である。すなわち、「自由な活動条項は、政府が個人に対して行い得ないことに関して規定されたのであって個人が政府に対して強制し得ることに關して規定されているのではない(シャーパート事件)」。これが二点目です。

第三に、建設道路が、事実上インディアンの宗教実践の能力を破壊するであろうと認定されたとしても、憲法は絶対に被告人の主張を支持する正当化原理を規定してはいない。もし政府が、全ての国民の宗教上の要求や欲求を満たすよう要請されたならば、政府は全くその機能を果たし得なくなる。広範囲に亘る政府活動——社会福祉計画から自然保護計画への援助に至るまで——は、しばしば誠実に抱かれた宗教的信念に基づくかなりの国民の精神的安寧にとって常に必要なものと見做される。他の人は、同じ行為が自らの宗教教義と矛盾すると見做すであろうが、修正第一条は、全ての国民に一樣に適用されなければならず、彼らの唯人にも宗教の自由な活動を禁止するものではない公共計画に対する拒否権を与えているのではない。憲法は、政府への種々の競合する要求を調和させようとはしておらず、裁判所もそれを行うことができないのであって、かかる仕事は実行可能な範囲で立法機関及びその他の機関の仕事である、と。

かかる意見に対してブレナン判事は、次のように反論しています。法廷意見の「強制テスト (coercion test)」——これはブレナン判事が今述べたオコナ判事の法廷意見を「強制テスト」と呼んでいるのですが——は、宗教的信念に相反する積極的行為を強制する政府行為と宗教的信念に一致する行為を妨げる政府行為との区別に注意を向けている。私の考えでは、かかる区別は憲法上の意味をもたないのである。憲法典の重要な文言は「禁止する」であり、決して積極的行為を強制する政府行為のみにその意図する保護が向けられることを示唆するものではないところの包括的文言になっている。のみならず、法廷意見にいう区分は、憲法上の保護を生き生きとさせる原則とも適

合しない。すなわち、宗教の自由は、宗教的信念に相反する行為を行うよう強制する政府計画に劣らず、人が選んだ信仰を不可能にする政府行為によっても脅威に晒されるのである。所与の信仰の慣行をより困難にする政府行為は、必然的にその慣行を罰し、そしてそれ故に宗教的信念の固執を妨げる方向に向う。このように反対意見を述べています。

本件リング判決で法廷意見は、自由な活動条項の重要な用語は「禁止する」にあることを強調しています。それ故に、法廷意見に従えば政府行為は、直接又は間接に個人を強制してその宗教的信念を侵害させない限り合意であることとなります。換言すれば法廷意見は、審査の第一段階で政府行為の宗教への効果ではなくして、むしろ政府行為の形式に焦点をあてているのです。また、法廷意見は、インディアンにとっての聖地を通過する道路建設が強制的であるかどうか、或いは政府が道路建設にやむにやまれぬ利益を有するか否か、更には「より制約的ではない手段」が用いられているか否かを全く審査することなく判決を下しているわけです。

四

このようになら「緩和化された基準」の下で審査をしておりますけれども、一九九〇年のスミス事件で最高裁判所は、完全に「厳格審査基準」を破棄してしまいました。本件の事実関係ですが、オレゴン州法は、開業医によって処方されない限り規制薬物の故意の又は意図的所持を禁止しております。当該法律は、規制薬物を「連邦規制薬物法」別表Ⅰ～Ⅴに分類された薬物と規定しています。そして同法別表Ⅰに列挙された薬物所持を重罪と規定しております。別表Ⅰの中には薬物たるベヨータが含まれています。本件被告人は、アメリカインディアン協会の

会員ですが、協会儀式に神聖な目的でベヨーテを吸っていたとして非営利法人の会社によってカウンセラーの地位を解雇されました。被上告人は、解雇後失業保険給付を申請しましたが、州雇用局によって拒否されたのです。

本件において、五裁判官—スカーリア、レーンクイスト、ホワイト、ステイーンズ及びケネディーが、厳格審査テストは宗教の自由な活動を抑制する「中立的法律 (Neutral Law)」にはもはや適用すべきではないとしております。スカーリア判事の法廷意見を要約してみたいと思います。

まず第一に、修正第一条は、ただ単に政府が宗教的信念又は活動を意図的に罰し、或いは強制するのを妨げるにすぎず、中立的な法律によって付随的に負担を課される宗教的利益が修正第一条により保護されると認定することは、当該条項の意味をその意図された保護領域を越えて解釈するものである。

第二に、シャーバート事件で展開された「やむにやまれぬ州の利益」テストは、ただ単に失業保険給付に関連して政府行為を無効とするために使用されてきている。本件被上告人の主張の根拠は、失業保険給付の要求にあるけれども、「やむにやまれぬ州の利益」テストは、争われている法律が刑事上の禁止にあるが故に適用されない。すなわち、多数意見は、最高裁判所が失業保険給付の領域を越えて、シャーバート事件のテストを広げようと思わく否かに拘らず、「やむにやまれぬ州の利益」のテストを中立的な刑法からの免除を要求するためには適用できない、としています。

第三点目は、本件はヨード事件とも区別されていると判示している点です。ヨード事件において最高裁判所は、アンマン派の自由な活動の権利に付随的に負担を課す一般的に適用される中立的な刑法からアンマン派を免除しました。しかし本件において多数意見は、ヨード事件においては、当該事件が自由な活動の主張のみならず、両親の権利と結びついた自由な活動の主張を含む「混成のもの」であったが故に、州は「やむにやまれぬ利益」の立証を

要求されたと判示している点です。但し、自由な活動の主張が、その保障を受けるために何故明確に憲法に列挙されていない他の権利と関連して為されなければならないかは示されてはおりません。

第四点目ですが、憲法本文は、アメリカインディアン協会の利益となるよう判決を下すよう強いるものではないが故に、ペヨーテの宗教的使用のために免除を認める決定は、司法ではなくして民主主義的政治過程に任せられるべきであるとしています。すなわち、多数意見は、法律又は政府行為が宗教的信念を侵害すると主張する誰人も裁判所によって無効とされる法律又は行為を保持し得るとするならば、社会は無秩序状態を招き、宗教的多様性が増大すればそれだけ無秩序状態の危険も増大すると理由づけています。従って、多数意見を結びつけているところの法理学的脈絡は、司法抑制の法理に対する固執であると言い得ると思います。

更に第五点目として、本件多数意見は、個人の権利よりも民主主義的多数決主義の政府が優越すると指摘しています。すなわち、少数者の宗教は、その運命が多数決主義的選択に任せられたならば、相対的に不利な立場におかれるであろうことを認めているのです。そして、かかる不利は、民主主義的政府の不可避の帰結であり、裁判官があらゆる宗教的信念の中心性(centrality)よりもあらゆる法律の社会的重要性に重きを置く制度が望ましいとされています。多数意見は、政府が「やむにやまれぬ州の利益」を立証することを条件に法律に服従するよう個人を義務づけることは、憲法伝統及び常識の両者に矛盾する「憲法的変則(constitutional anomaly)」を生み出すことになるというふうに結論づけているわけです。

本判決の問題点ですが、まず第一に、シャーバート事件で確立された「厳格審査基準」の適用を拒否している点で問題点があると思われます。本判決は、「厳格審査基準」は、ヨータ事件を除いて失業保険給付関係以外では、法律を無効とするためには決して適用されてきてはいないが故に、「厳格審査基準」は失業保険給付をめぐる事件

以外では適用されるべきではないと理由づけています。最高裁判所は、シャーバート事件でその判決の審査基準の適用範囲を当該事件の事実関係のみに限定したのではなく、むしろ州利益は常に権利主張者の自由な活動の権利と比較衡量されなければならないとする原理を、打ち立てているのです。現に、本判決は、先程述べました一九八二年のリー事件の失業保険給付に関係しない争点が争われた事件に、「厳格審査基準」が適用されたことを認めていますので、ここで一つ矛盾が生じています。

第二点目に、本判決は、明白にヨード事件を破棄している点で問題とされたいと思います。すなわち、多数意見は、「やむにやまれぬ州の利益」テストは失業保険給付が争われる事件を越えて適用されるとしても、刑法が争点となっている場合には適用されてはならないとしますが、ヨード事件で争われた法律も刑法であったことに留意しなければなりません。ヨード事件で最高裁判所は、一般に適用される刑法といえども、それが付随的に個人の宗教の自由な活動に負担を課すならば、厳格審査に服さなければならぬと判示しているからです。また本件多数意見は、宗教的信念は個人を中立的な一般に適用される法律への服従から救済するものではないと述べていますが、ヨード事件で最高裁判所は、「最も高度の秩序といった利益及び他の方法では実現され得ない利益のみが、宗教の自由な活動に対する正当な主張を覆し得る」と判決しています。本判決は、ヨード事件判決のかかる主張を無視し、ヨード事件は、自由な活動の権利と子供を教育する親の権利の両方が主張された「混成の」事件であるが故に、本件に適用されないと判示しています。しかし、憲法に明白に規定された権利は、修正第一条の保障を得るためには他の権利を随伴しなければならないとする本判決には、疑問の余地があります。つまり、修正第一条は、個人の宗教的信念を自由に行使する権利は、奪われ得ないと規定していますので、自由な活動の権利を他の権利の存在に負わしめてはいないのです。

第三点目は、本判決は、従来の宗教の自由な活動をめぐる諸判例をそれらが本判決の結論を命じているかの如く都合よく解釈することによって、構築されてきた判例の解釈基準を無視している点があげられます。シャーパート事件が失業保険を争い、ヨード事件が宗教の自由な活動及び親の権利を争ったこと、更には「厳格審査基準」が適用された場合、政府優位の判決が下されたことは確かです。また、政府の内部的職務手続を制約するよう求める訴訟が提起された場合、最高裁判所が、修正第一条を適用しなかったことも事実です。しかし、いかなる従来の判例も、最高裁判所が政府が宗教の自由な活動の権利をかえりみない法律を制定した場合に、憲法の擁護者としての役割を放棄すべきであることまでも示唆してはいないのです。修正第一条は、中立的な法律又は政府行為に意図的に或いは付随的に伴う制約から、宗教の自由を保障しているのです。「やむにやまれぬ州の利益」テストの採用を取り止め、且つ自由な活動条項の適用範囲を直接の宗教的差別まで狭く解釈した本判決は、宗教の自由な活動の憲法上の権利を奪い去るものであると言わざるを得ません。

第四点目に、本件多数意見は、「やむにやまれぬ州の利益」テストが、いやしくも適用されるべきであるとするならば、このテストは宗教上命令されたと考えられるあらゆる行為に全面的に適用されなければならず、無秩序状態を招来すると判示していますが、かかる主張は、裁判所がこのテストを行うべき頻度を過大視するものです。何故ならば、裁判所が「やむにやまれぬ州の利益」を審理するに先立って、まず権利主張者はその宗教的信念が誠実に抱かれていることを立証しなければなりません。そして次に、宗教的信念又は活動に負担が課されるものでもないとされた場合、裁判所は当該テストを適用しなければならぬ必要性は存在しないのです。従って、本判決——スミス判決——は、宗教の自由な負担を課す中立的な法律を修正第一条訴訟から免除させることによって、修正第一条への政府の無関心を、承認しているといわなければならないと思うわけです。

む す び

このように最高裁判所は、「宗教の自由な活動条項」をめぐって、「厳格審査基準」から「より緩やかな基準 (less rigorous standard)」、そして「衡量テスト」の破棄へと移行していると考えられますが、一般に「宗教の自由な活動条項」に基づく権利主張にはいくつかの理由に基づき非常に困難な問題があると考えられます。

まず第一に、宗教の自由な活動に基づく権利主張は、しばしば政治部門が裁司し、正当で世俗的な弁明をもつ政府政策からの免除又はその中止を一般に要求するそれです。第二に、宗教の自由な活動の権利主張に対して政府が肯定的に応ずることは、宗教に対する州の便宜供与を禁止する「国教禁止条項 (the Establishment Clause)」と、時として衝突すると考えられるわけです。

ところで、「厳格審査基準」によって要求される自由な活動の権利主張の分析は、州の目的の多様性、州が自由な活動の利益に尽くすために耐えなければならない取り決めの範囲の不確定性及び自由な活動の権利と自由な活動の救済との間の関係の故に、当該基準が要求するよりもはるかに複雑です。従って裁判所は、州目的が多数からなり、複雑になればなる程その諸目的が、自由な活動の権利主張を拒否できるほどに正当化し得るものか否かの非常に困難な裁定に直面せざるを得なくなっていると言い得るわけです。

このように考えますと、「厳格審査基準」を放棄することによって、最高裁判所はかかる困難性を回避しようとしているのではないかというふうに考えられるわけですが、更に、スマス事件において最高裁判所が立法府への敬讓を払ったことは、レーンクイスト・コートが「衡量テスト」、就中、「やむにやまれぬ州の利益」テストを放棄

し、それによって憲法で保障された宗教的少数者の権利を見捨てる第一歩を歩み出したといえるのではないかと思われまふ。スミス事件判決において最高裁判所は、数十年に亘って構築された「宗教の自由な活動条項」法理を捨て去ったと考えられます。ただし、判決の中で、「当法廷は、個人の宗教的信念は彼をして国家が規制自由な行為を禁止する有効な法律への服従を免ずるとは決して判示しなかつた」と述べているからです。

最高裁判所が過去適用してきた「衡量テスト」は、裁判所の機能は立法府による権力の濫用をチェックするにあるとする理念を表わすものであったのですが、これに対して本件スミス判決で立法府への敬讓を払うことによって最高裁判所が保守的傾向の立場をとることは、立法府の多数派が少数者の宗教を無視する政策を採ることを許すものであると考えられます。少数者に影響を与える法律或いは他の政府行為を精査し続けることによってのみ、最高裁判所は、憲法起草者達の意図を引き継ぐことができるのではないのでしょうか。

以上で時間でございます。

- (1) Employment Division Department of Human Resources v. Smith, 110 S. Ct. 1595 (1990).
- (2) Reynolds v. United States, 98 U.S. 145 (1878). (c) Braunfeld v. Brown, 366 U.S. 599 (1961).
- (4) Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963).
- (5) Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972).
- (6) Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Div., 450 U.S. 707 (1981).
- (7) United States v. Lee, 455 U.S. 252 (1982).
- (8) Bowen v. Roy, 476 U.S. 693 (1986).
- (9) Lyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Association, 108 S. Ct. 1319 (1988).